

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

工事課 (代表取締役)

└── 産業廃棄物処理総括責任者 (代表取締役 田中伸昭)

└── 産業廃棄物 5S担当
 └── 各工事現場管理責任者

- 土木工事 (主任技術者・現場代理人)
- 舗装工事 (主任技術者・現場代理人)
- 建築工事 (主任技術者・現場代理人)
- 管工事 (主任技術者・現場代理人)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度 (令和5年度) 実績】		別紙1の通り
	① 現状	産業廃棄物の種類	
排出量			
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量		
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・会社産業廃棄物の保管施設に於いて、紙・木くず・廃プラ用のコンテナを設置し、廃棄物の分別を図っています。又、舗装工事が多い為、舗装切断による汚泥においては年度内で請負う工事の量により増減があります。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・混合物の発生現場での分別を徹底する。廃プラスチック類については、再生可能物と再生不可能物を分別する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組) ・型枠等については、出来るだけそのまま再利用しています。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組) ・特にありません。	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	
(これまでに実施した取組) ・当社は、産業廃棄物に関しては全て中間処理業者に委託している為、特に実施していません。		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	
(今後実施する予定の取組) ・減量、熱回収等の中間処理については、委託処理により実施していきます。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組) ・実施していません。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組) ・実施する予定はありません。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】						別紙2-1の通り					
	産業廃棄物の種類											
	全処理委託量											
	優良認定処理業者への処理委託量											
	再生利用業者への処理委託量											
	認定熱回収業者への処理委託量											
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量											
	(これまでに実施した取組)											

②計画	【目標】	別紙2-2の通り	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量		
	優良認定処理業者への 処理委託量		
	再生利用業者への 処理委託量		
	認定熱回収業者への 処理委託量		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】											
	産業廃棄物の種類	がれき類 (アスファルト塊)	がれき類 (コンクリート塊)	木くず	汚泥	廃プラ	管理型混合廃棄物					
	排出量	4934.32	545.24	740.73	10.06	1.76	6.23					
	【これまでに実施した取組み】 ・設計及び施工の段階に於いて検討を行い、発生量削減の取組み ・梱包材の簡素化 ・発生時に分別を徹底し、再生を前提とした業者に委託する											
②計画	【目標】											
	産業廃棄物の種類	がれき類 (アスファルト塊)	がれき類 (コンクリート塊)	木くず	紙屑	汚泥	汚泥 (特別管理)	廃プラ	廃油	管理型混合廃棄物		
	排出量	4550	450	50	1.00	8.00	0.05	1.00	0.05	5.00		
	【これまでに実施した取組み】 ・廃棄物の発生を抑える資材の購入を目指します ・建設する工作物が、将来廃棄物となる事を想定し廃棄物としての発生量が少なくなる様な工法を考えます											

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度(令和5年度)実績】										
産業廃棄物の種類		がれき類 (アスファルト 塊)	がれき類 (コンクリート塊)	木くず	汚泥	廃プラスチック	管理型混 合廃棄物					
①現状	全処理委託量	4934.32	545.24	740.73	10.06	1.76	6.23					
	優良認定処理業者へ の 処 理 委 託 量			3.02		1.76	6.23					
	再生利用業者へ の 処 理 委 託 量	4934.32	545.24	740.73	10.06							
	認定熱回収業者へ の 処 理 委 託 量											
	認定熱回収業者以外 の 熱回収を行う業者 への 処 理 委 託 量											
	(これまでに実施した取組)											
・可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減をはかります												

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【目標】		がれき類 (アスファルト 塊)	がれき類 (コンクリート塊)	木くず	汚泥	紙屑	廃プラスチック	廃油	管理型混 合廃棄物	汚泥 (特別管理)		
②計画	産業廃棄物の種類											
	全処理委託量	4550	450	50	8.00	1.00	1.00	0.05	5.00	0.05		
	優良認定処理業者へ の 処 理 委 託 量				1.50	1.00	1.00	0.05	5.00	0.05		
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	4550	450	50	6.50	1.00						
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量											
	認定熱回収業者以外 の 熱回収を行う業者 への 処 理 委 託 量											
(今後実施する予定の取組)												
<p>・工事現場等で搬出した産業廃棄物に於いては、当社に最終処分場がない為、全て委託業者に委託していますが、極力廃棄物の量が少なくなるような施工方法を検討し、且つ搬出された廃棄物に於いては、現場作業員の生活系廃棄物(生ごみ、新聞紙、雑誌等)一般廃棄物は、直接工事から搬出される廃棄物と分別します。</p> <p>種類毎に細かく選別をし産業廃棄物の最終処分量を削減し再利用できる様努力しております。</p> <p>※がれき類・木屑・紙屑・金属類を再生利用とし、廃プラ・紙屑・汚泥・廃油等を最終処分としてあります。</p>												